

今、改めて生活保護と扶養義務のあり方を考える ～生存権保障が空洞化する前に～

[DATE] **2014.7.12** 13:30～ (受付開始 12:30)

参加無料 事前予約不要
当日 200名 先着順

人気タレントの母親が生活保護を利用していたことに端を発した「生活保護バッシング」。その帰結として、2013年12月、「改正」生活保護法が成立しました。同法は扶養義務者に対する調査権限の強化等を内容としていますが、大阪市が「仕送り額のめやす」を定めるなど、法の施行を待たずに扶養義務者への圧力を強める動きも見られます。

そもそも扶養義務とは何なのでしょう。

先進諸外国は、扶養義務と生活保護の関係について、どのような制度を採用しているのでしょうか。

本年7月からの「改正」法の施行を機会に、「扶養義務と生活保護の関係」を徹底的に深堀りし、あるべき道筋を探りたいと考えています。是非多数ご参加ください。

[PLACE]
クリスタルホール

神戸市中央区東川崎町1-1-3
神戸クリスタルタワー3階
JR神戸駅南口徒歩3分



[CONTENTS]

- 基調報告1 「生活保護バッシングから「改正」生活保護法施行まで」
和田 信也 (大阪弁護士会)
- 基調報告2 「家裁における扶養事件の実情と先進諸外国の状況」
森田 基彦 (京都弁護士会)
- 当事者の声
- 基調講演 「扶養義務の範囲と生活保護との関係をどう考えるか」
本澤 巳代子さん (筑波大学教授)
- パネルディスカッション
生田 武志さん (野宿者ネットワーク代表)
奥森 祥陽さん (京都府山城南保健所福祉室)
竹下 博将さん (第二東京弁護士会・日弁連両性の平等委員会委員)
本澤 巳代子さん (筑波大学教授)
コーディネーター 鈴木 節男 (大阪弁護士会)
- 実行委員会からの提言
安永 一郎 (大阪弁護士会)

■ お問い合わせ先 ■
近畿弁護士会連合会人権擁護委員会 担当事務局 (林)
TEL 06-6364-1227 FAX 06-6364-7477